

郵便等による不在者投票もかわります！

○対象者の拡大

公職選挙法の一部が改正され、今までの対象者に加え、介護保険法上の要介護者で、介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5である者として記載されている方が、新たに郵便等による不在者投票をすることができるようになりました。

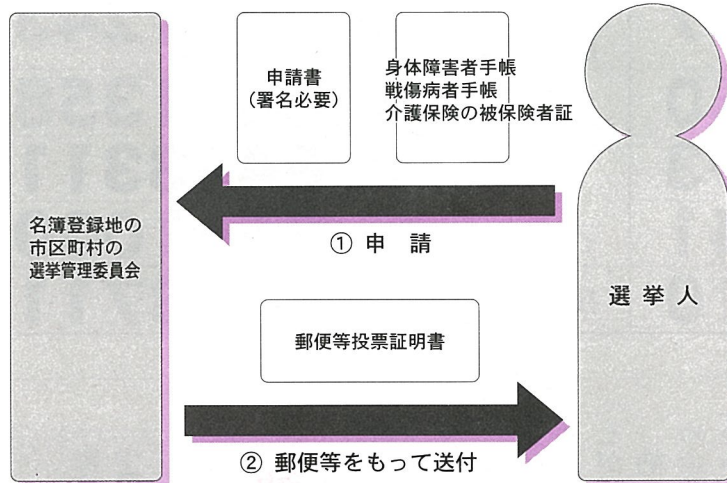
○代理記載制度の創設

また、郵便等による不在者投票をすることができない選挙人で、自ら投票の記載をすることができない者として定められた次の(1)または(2)に該当する方は、あらかじめ町選挙管理委員会に届け出た者（選挙権を有する者に限る。）に投票に関する記載をさせることができるようになります。

(1)身体障害者福祉法上の身体障害者で、身体障害者手帳に上肢または視覚の障害の程度が1級として記載されている方

郵便等投票証明書の交付申請

投票に先立って、郵便等による不在者投票をすることができる者であることを証明する「郵便等投票証明書」の交付を、名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に申請します。



問合せ

町選挙管理委員会
☎ 1218

(2)戦傷病者特別援護法上の戦傷病者で、戦傷病者手帳に上肢または視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までとして記載されている方



平成15年度中の 公文書公開請求等の状況

光町情報公開条例に基づく公文書の公開請求、光町個人情報保護条例に基づく個人情報の開示等請求について、15年度中はともにありませんでした。

≡ 洪水から守ろうみんなの地域 ≡

水防月間

平成16年 5月1日▶5月31日

みんなでつくろう地域の輪

八日市場警察署協議会から のお知らせ

八日市場警察署協議会が開催され、少年に対する「声掛け運動」の継続実施と、一人ひとりが「自主防犯意識」を高め、地域を犯罪から守るための働きかけが提唱されました。

みなさんのご協力をお願いします。

